

(案)

平成31年 月 日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会
会長 真鍋 明裕

第5次二宮町総合計画後期基本計画について

平成30年10月11日付け二第1312号により諮問を受けました第5次二宮町総合計画後期基本計画について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、諮問の際に示された第5次二宮町総合計画後期基本計画骨子（案）に基づき、本審議会でも慎重に検討いたしました。

その検討結果を「第5次二宮町総合計画後期基本計画（二宮町総合計画審議会案）」としてとりまとめましたので、町においてはこれを十分に尊重し、第5次二宮町総合計画後期基本計画策定及び事業実施に反映されますよう要望し、本審議会の答申とします。

第5次二宮町総合計画後期基本計画について（意見）

第5次二宮町総合計画後期基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、基本的な体系や施策を明らかにするものであり、平成31年度から平成34年度までの4年間における施策の展開の方向性を示したものです。本審議会では、各委員の専門的な知識や知見を生かし、町民や第三者としての視点をもとに、後期基本計画を実行性のあるものするために、どのような施策を展開していくべきかを慎重に検討しました。

全国的に人口減少や少子高齢化が進展し、住民の生活や行政サービスへの影響が懸念される中、二宮町においても、人口減少に伴う財政制約、町民ニーズの多様化、公共施設等の長寿命化など社会環境の変化への対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、二宮町においては、今後予測される社会変化を見据え、将来にわたる持続可能な行政運営を確立することが求められます。また、施策の実現にあたっては、町民などの多様な主体のまちづくりへの参画が必要不可欠なことから、町民の十分な理解を得るとともに、町民や地域力を核とした協働のまちづくりを推進する必要があります。

計画の推進にあたり、町民の幅広い理解を得るためには、意見等を聞く機会を十分に設けるとともに、誰もが分かりやすく、読みやすい内容を情報提供することが求められます。なお、今後進めていく「新庁舎整備」においても、整備に関する情報を適切に開示し、町民や地域に丁寧な説明を行い、理解を得ながら推進することが重要です。

さらに、多様な主体とまちづくりを推進するためには、町民や各種団体等との連携を強め、それぞれの知識や知見等を積極的に活用し、町民や地域力を核とした取り組みを充実させることが必要です。

本計画は、10年間の基本構想の後期4年の基本計画であるため、基本構想の実現に向けて、施策の柔軟な対応に努めるとともに、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の力を育みながら、町民との協働のもと、積極的な施策展開及び未来に期待の持てる行政運営とすることを要望します。

検討経過

	開催日時	内容
第1回	平成30年7月26日(木) 午前9時30分～11時30分	<ul style="list-style-type: none">・策定方針及び策定スケジュールについて・後期基本計画策定に伴う事前調査報告について・後期基本計画における重点的方針の骨子(案)について
第2回	平成30年10月11日(木) 午前9時30分～11時30分	<ul style="list-style-type: none">・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案(案)について
第3回	平成30年11月8日(木) 午後2時30分～4時30分	<ul style="list-style-type: none">・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案(案)について
第4回	平成31年1月31日(木) 午前9時30分～11時30分	<ul style="list-style-type: none">・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案に対する意見募集結果について・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案(案)について・第5次二宮町総合計画後期基本計画に係る答申書(案)について
第5回	平成31年2月21日(木) 午前9時30分～11時30分	<ul style="list-style-type: none">・答申・意見交換

二宮町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日条例第18号）

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

（施行期日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第3号抄）

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町総合計画審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	
山内 みどり（副会長）	町教育委員会の委員	1号
野谷 和雄	町農業委員会の委員	2号
丸山 尚子	関係行政機関	3号
脇 一男	町内の公共的団体等の代表者	4号
古澤 有三	町内の公共的団体等の代表者	4号
伊勢田 博司	町内の公共的団体等の代表者	4号
真鍋 明裕（会長）	学識経験を有する者	5号
手塚 明美	学識経験を有する者	5号
荒木 泰弘	学識経験を有する者	5号
遠藤 安芸子	学識経験を有する者	5号
小野 智美	学識経験を有する者	5号